

2016年度NPO法人架け橋医療対話推進者研修のご案内

主催：患者・家族と医療をつなぐ NPO法人架け橋

2016年（平成28年）度のNPO法人架け橋による医療対話推進者研修をご案内いたします。当研修は、2013年1月に厚生労働省医政局より送付された「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針」に沿った内容です。皆さまのご参加をお待ちしております。

架け橋が行う「医療対話推進者研修」の特色

- 1 平成25年3月21日厚生労働省保険局医療課が疑義解釈（※注参照）で示す要件を満たした研修である。
- 2 患者家族（医療事故を経験した家族）の立場に立つものが、研修の企画運営にかかわることで、より医療者・患者家族間の説明と対話の文化の醸成に資するものとなっている。
- 3 研修では、実際の事例を基に事例検討を行うことで学びを実際の行動に結びつけることができ、実践的な内容となっている。

主な研修内容（ご参加の方には詳細プログラムをお渡しします）

- ① 患者・家族対応の基本的知識
- ② 医療安全に関する知識
- ③ 患者・家族支援体制の構築
- ④ 患者・家族支援についての職員に対する研修の企画・運営
- ⑤ 患者・家族支援に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価
- ⑥ 医療事故が発生した場合や、医療事故を疑った患者・家族からの申し出があった場合の対応
医療事故に遭遇した患者・家族と医療者の事例から心情を学ぶ
- ⑦ 説明と対話の文化の醸成
事例検討会・実務演習

対象：現在、患者サポート体制充実加算の要件の窓口担当者など、医療機関内で患者支援業務に携わっている人、またはその予定がある人

定員：40名

研修日程及び会場（開催時間：1日目・2日目は9時～17時、3日目は9時～16時）

2016年	1日目	2日目	3日目	会場
東京（終了）	4月29日（祝）	4月30日（土）	5月1日（日）	全水道会館
大阪（終了）	7月16日（土）	7月17日（日）	7月18日（祝）	マイドームおおさか
名古屋（終了）	9月17日（土）	9月18日（日）	9月19日（祝）	名古屋大学医学部基礎研究棟
東京	2017年 1月7日（土）	1月8日（日）	1月9日（祝）	TKP 田町カンファレンス センター

申込み方法は裏面⇨

<留意事項>

研修は3日間通してご出席ください。3日間終了した方には、修了証をお渡しします。なお、遅刻や途中退出をされた場合は修了証をお渡しすることができませんので、あらかじめご了承ください。（ただし、天候や交通状況の遅延による場合はその限りではありません。）

受講料：39,000円（正会員は36,000円）事前振込にてお願いします。

1. ゆうちょ銀行間 ⇒ 記号：10510 普通預金 □座番号：8879361
なまえ：カンジャカソクトイリョウツナグ(トクヒ)カケハシ
2. 他の金融機関からの振込 ⇒ 店名：〇五八（読み ゼロゴハチ）
店番：058 普通預金 □座番号：0887936

※お振込みの際のご名義はご本人様のフルネームをご入力ください。

※振込み手数料が発生する場合はご負担をお願いします。

申込み：ホームページの問い合わせフォームもしくはFAX 03-6222-8472で「医療対話推進者研修」と明記し、以下の項目を記載してください。

- ① 希望コース（東京）
- ② 参加者氏名（ふりがな）
- ③ 参加者のE-mail アドレスもしくはFAX 番号（研修会の詳細は後日ご連絡します）
- ④ 連絡先電話番号
- ⑤ 緊急連絡先（当日や緊急時の連絡先）
- ⑥ 所属施設・所属部署
- ⑦ 職種/役職
- ⑧ 当NPOの正会員の方はその旨を明記してください。

ご本人に限り受講料を割引致します。

※詳細なプログラムは、研修の1ヶ月前までにご案内します。

NPO法人 架け橋ホームページ：<http://www.kakehashi-npo.com/>

お問い合わせメール：npokakehashi_office@yahoo.co.jp（研修申し込み用ではありません）

※注：平成25年3月21日厚生労働省保険局医療課疑義解釈資料の送付について（その12）

（問2） A234-3 「患者サポート体制充実加算」に関して、平成24年3月5日付保医発0305第2号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3の第21の2における「医療関係団体等が実施する医療対話仲介者の養成を目的とした研修」及び平成24年4月20日付事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その2）」における医療有資格者以外の者に必要な研修については、どのようなものが該当するのか。

（答え）ア 医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針（平成25年1月10日付医政総発0110第2号厚生労働省医政局総務課長通知）の内容を満たすものである。

イ 研修期間は通算して20時間以上又は3日程度のものである。

また、当該加算の届出を行う時点で、1年以上の医療機関の勤務経験があり、勤務する医療機関において、各診療部門の現場を見学し、診療状況等についてスタッフと情報の共有を行っていること。